

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（50歳）は、妻Bさん（48歳）、長女Cさん（24歳）、長男Dさん（19歳）および二男Eさん（14歳）との5人暮らしである。Aさんは、証券会社のX証券とY証券のそれぞれに特定口座（源泉徴収あり）を開設して上場株式の売買を行っている。また、長女Cさんが学生納付特例制度の適用を受けていた期間の国民年金保険料について、2023年中にAさんがまとめて支払っている。なお、下記の〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉において、「▲」は赤字であることを表している。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん（50歳）： 会社員
 妻Bさん（48歳）： パートタイマー。2023年中に給与収入80万円を得ている。
 長女Cさん（24歳）： 大学院生。2023年中の収入はない。
 長男Dさん（19歳）： 大学生。2023年中の収入はない。
 二男Eさん（14歳）： 中学生。2023年中の収入はない。

〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉

（1）給与収入の金額： 950万円
 （2）不動産所得の金額： ▲15万円（白色申告）
 ※損失の金額15万円には、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子の額10万円が含まれている。
 （3）上場株式に係る譲渡所得の金額
 ・X証券の特定口座（源泉徴収あり）： ▲50万円
 ・Y証券の特定口座（源泉徴収あり）： 320万円
 （4）一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金
 契約年月： 2015年10月
 契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん
 死亡給付金受取人： 妻Bさん
 解約返戻金額： 500万円
 正味払込保険料： 450万円

※妻Bさん、長女Cさん、長男Dさんおよび二男Eさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんの2023年分の所得金額について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。なお、①の計算上、Aさんが所得金額調整控除の適用対象者に該当している場合、所得金額調整控除額を控除すること。また、〈答〉は万円単位とすること。

- ① 総所得金額に算入される給与所得の金額
② 総所得金額

〈資料〉給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～ 360	収入金額×30%＋8万円
360	～ 660	収入金額×20%＋44万円
660	～ 850	収入金額×10%＋110万円
850	～	195万円

解答・解説

- ① 所得金額調整控除額＝（950万円－850万円）×10%＝10万円
給与所得＝950万円－給与所得控除195万円－10万円＝745万円

②

給与所得	745万円
不動産所得	▲15万円－負債利子10万円＝▲5万円
上場株式	（分離課税）
一時所得	500万円－450万円－特別控除50万円＝0
総所得金額	740万円

《問8》 Aさんの2023年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんが、確定申告において、X証券およびY証券の口座内で生じた上場株式に係る譲渡所得の金額を申告する場合、それぞれの口座の『特定口座年間取引報告書』をAさん自身で作成し、確定申告書に添付しなければなりません」
- ② 「Aさんが、確定申告において、X証券およびY証券の口座内で生じた上場株式に係る譲渡所得の金額を申告した場合、それぞれの金額を通算した金額に基づき、当該譲渡所得に係る所得税額が計算されます」
- ③ 「Aさんが配偶者控除の適用を受けるためには、Aさんの合計所得金額が1,000万円以下でなければなりません。Aさんの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用を受けることができますが、その控除額は妻Bさんの合計所得金額によって異なります」

解答・解説

- ×① 特定口座年間取引報告書は金融機関が作成してくれる。
- ②
- ×③ 配偶者特別控除も「合計所得金額が1,000万円以下」という要件がある。

《問9》 Aさんの2023年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- I 「Aさんが支払った長女Cさんの国民年金保険料は、Aさんの社会保険料控除の対象と（①）」
- II 「Aさんの扶養控除の対象となるのは、（②）です。Aさんが適用を受けることができる（②）に係る扶養控除の控除額の合計は、（③）万円です」
- III 「Aさんが適用を受けることができる基礎控除の控除額は、（④）万円です」

〈語句群〉

イ. 38 ロ. 48 ハ. 58 ニ. 76 ホ. 101 ヘ. 139
ト. なります チ. なりません リ. 長女Cさんと長男Dさん
ヌ. 長男Dさんと二男Eさん ル. 長女Cさんと長男Dさんと二男Eさん

解答・解説

「Aさんが支払った長女Cさんの国民年金保険料は、Aさんの社会保険料控除の対象と（①ト. なります）」

「Aさんの扶養控除の対象となるのは、（②リ. 長女Cさんと長男Dさん）です。Aさんが適用を受けることができる（②）に係る扶養控除の控除額の合計は、（③ホ. 101）万円です」

「Aさんが適用を受けることができる基礎控除の控除額は、（④ロ. 48）万円です」